

感染症対策について

1 児童生徒、教職員への指導について

【感染源を絶つ】

- ・発熱等の風邪の症状が見られる児童生徒は、自宅休養（出席停止）
- ・家庭と連携した健康観察
- ・登校時の健康観察

【感染経路を絶つ】

- ・手洗い、咳エチケットの徹底
- ・マスク着用
- ・校舎内、教材等の消毒

【規則正しい生活の励行】

- ・十分な睡眠
- ・適度な運動
- ・バランスのとれた食事の摂取

2 校内の環境衛生管理について

【共用箇所の消毒】

- ・教室やトイレなどのドアノブ、手すりスイッチなどの消毒（消毒作業は教職員）
- ・消毒は市教委が配布したアルコールや、市が配布した次亜塩素酸水を活用

【校舎内のゾーニング】

- ・保健室における、体調不良者と傷病者の分離
- ・体調不良者の待機場所の確保

【ソーシャルディスタンスの確保】

- ・3密にならないための少人数指導の実施
- ・座席配置は、児童生徒の身体的距離（1 m以上）を確保
- ・「給食時の約束」の徹底（しゃべらない、机は前向き、など）

3 組織体制の整備

- ・教職員の情報交換、連携体制の強化
- ・学校医と連携した管理体制の確立

4 その他

- ・市から配布されたフェイスシールドの活用（飛沫感染防止）
- ・市から配布された非接触型体温計の活用
- ・感染リスクの高い学習活動の延期（合唱及びリコーダー演奏、調理実習など）
- ・バス遠足、学習参観など、密になる教育活動の延期